

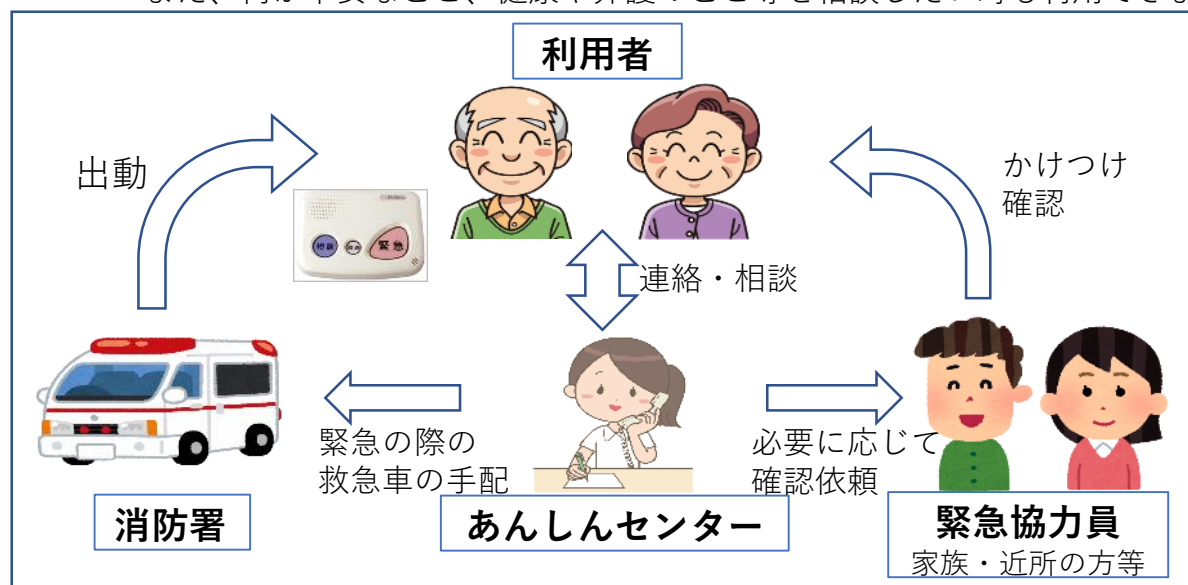


緊急通報装置を貸与します (緊急通報体制整備事業)

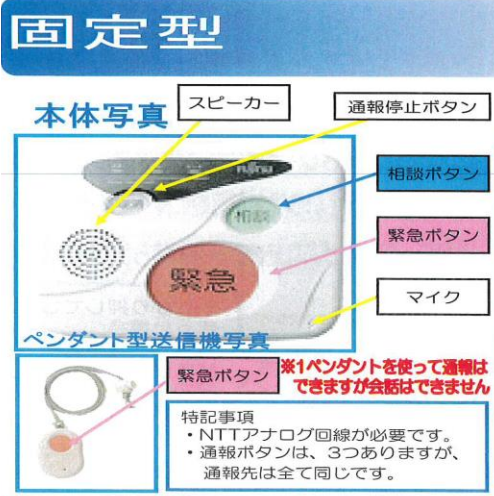


◎**対象者**：ひとり暮らしの65歳以上の高齢者で、慢性疾患等により日常生活上、注意を要する状態（急変のリスクや機能低下、不安行動のある状態）にある方等

◎**内 容**：装置を利用して、24時間体制で看護師等の医療職者が緊急時の対応や相談対応をすることで、緊急通報サービスや見守りを受けることができます。
また、何か不安なこと、健康や介護のこと等を相談したい時も利用できます。



◎緊急通報装置は2種類から選べます



◎申請から利用まで（およそ3週間かかります）

- ① 高齢福祉課窓口又は各総合支所に申請
- ② 審査の決定を通知
- ③ 取り付け・契約（業者が取り付け訪問）

◎**料金**

月々1650円

※内容は変更になる場合があります

問合せ先

鹿屋市役所高齢福祉課

電話：0994-31-1116

FAX：0994-41-0701